

## ガソリンや軽油の運搬等に関するQ&A

Q1: 灯油用ポリ容器(18～20L)でガソリンを運搬することはできますか？

A1: できません。

ガソリンを運搬する場合は、消防法令に適合した容器(性能試験において基準に適合したもの【危険物保安技術協会で性能試験確認済みのものとしては、5L、10L、20L型の金属製容器が市販されています】)を使用しなくてはなりません。

灯油用ポリ容器(18L～20L)にガソリンを入れることは、容器が侵され、変形、漏れるおそれがあり大変危険ですので絶対に行わないで下さい。

Q2: 飲料用のペットボトルや灯油用の18L金属製容器(いわゆる「一斗缶」)でガソリンを運搬できますか？

A2: できません。(理由はA1を参照)

Q3: 消防法令に適合した容器でガソリンを運搬する際に気をつけることはありますか？

A3: 次のことを遵守して下さい。

運搬する場合、容器の収納口を上に向けて密栓するとともに、容器の外部に危険物の品名・危険等級(ガソリンは危険等級 )及び化学名、危険物の数量、注意事項(ガソリンは「火気厳禁」)を表示するなど積載方法の基準が定められていますので、当該基準に従って運搬しなければなりません。

また、消防法令で、金属製容器(金属製ドラムを除く)の最大容積は、60Lまでとされておりますが、乗用車等(ステーションワゴン、ミニバン、ライトバン、ワンボックスカーを含む。)で運搬する際は、最大容積が22Lまでに制限されていますのでご注意ください。

Q4: ガソリン・軽油・灯油を買いだめして家庭で保管したいのですが....

A4: 数量にもよりますが、極力控えてください。

特にガソリンは火災発生リスクが極めて高く、火災が発生すると爆発的に延焼拡大します。軽油・灯油は、大量に保管すると火災発生時には、大規模な火災となる可能性が高いため、買いだめは極力控えてください。

なお、消防法令に適合した容器で保管する場合でも、下表のとおり保管する数量によっては、あらかじめ消防機関へ届出又は許可を得なければ保管することができないことがありますので、具体的な手続きにつきましては、消防局予防課危険物担当までお問合せ下さい。

区分	ガソリン	軽油・灯油
消防署への届出	40リットル以上	200リットル以上
	200リットル未満	1,000リットル未満
市長村長の許可	200リットル以上	1,000リットル以上

Q5: セルフ方式のガソリンスタンドで、利用客が自らガソリンを容器に入れることはできますか？

A5: できません。

セルフ方式のガソリンスタンドにおいて利用客は自らできることは、固定給油設備から自動車及び原動機付自転車へ直接給油することに限定されています。

Q6: 基準に違反した場合は、罰則はありますか？

A6: あります。

運搬の基準に違反した者は、3ヶ月以下の懲役・30万円以下の罰金、懲役・罰金の併科、両罰といった罰則が適用されます。